

京都市教育委員会教育長訓令甲第3号
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市教育委員会
教育長 生田義久

第2条調査課の款中第9号から第14号までを削り、第15号を第9号とし、第16号から第25号までを6号ずつ繰り上げ、同条学校事務支援室の款中第15号を第21号とし、第4号から第14号までを6号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の6号を加える。

- (4) 学校経理事務及び学校預り金等に係る事務に関する調査、企画、指導及び相談に関すること。
- (5) 学校物件費の配分及び精算に関すること。
- (6) 学校校教具等の整備計画並びに選定及び配分に関すること。
- (7) 新設校及び増改築校の初度調弁に関すること。
- (8) 学校の物品会計事務に関すること。
- (9) 学校経理事務の連絡調整に関すること。

第3条学校指導課の款第14号中「東山泉小中学校教育企画推進室」を「新工業高校開設準備室」に改め、同条東山泉小中学校教育企画推進室の款を次のように改める。

新工業高校開設準備室

- (1) 新たに設置する工業に関する学科を置く高等学校の開設に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 新たに設置する工業に関する学科を置く高等学校の開設に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 新たに設置する工業に関する学科を置く高等学校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

第4条第24号中「京都市学校給食協会」を「公益財団法人京都市学校給食協会」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)